平成２９年（フ）第７号
神戸市北区菖蒲が丘２丁目８番地の１
債務者　藤古あずさ
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７５号
神戸市兵庫区水木通１丁目５番11―303号
債務者　江口　卓也
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３１号
佐賀市兵庫南３丁目９番636号、前住所佐賀市鍋島町大字八戸1394番地１　ユメックスマンション703
債務者　中島　幸子（旧姓空閑）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
佐賀市大和町大字尼寺2606番地１
債務者　内田　力夫
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９３号
鹿児島県伊佐市菱刈徳辺2401番地１
債務者　武　　清美
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第２９９号
沖縄県那覇市長田２丁目32番20―605号　ハイライズ成輝
債務者　金田　愛子（旧姓仲嶺）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３１８号
沖縄県那覇市字仲井真398番地44　仲井真アパート302
債務者　小波津重信
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１７１号
青森市大字新城字平岡258番地456　ハイツ・ソレイユ202号
債務者　相馬　光成
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
青森県上北郡六ヶ所村尾駮弥栄平115　もみじ荘、住民票上の住所青森県下北郡大間町大字大間字大間平47番地34
債務者　新田　友寿
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５１９号
神奈川県中郡大磯町高麗３丁目５番14号　ハイツアカネ202号
債務者　梶山　敦子（旧姓二色）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５２８号
神奈川県小田原市浜町１丁目11―25　フォルザ小田原404、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区久本２丁目10番13号
債務者　河内　寿之
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４９５号
名古屋市緑区大高町字神戸３番地の３　（株）明正　北館201号
債務者　岡田　剛一
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５７号
熊本市南区御幸笛田７丁目11番18号
債務者　川端　　洋
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３５８号
熊本市南区御幸笛田７丁目11番18号
債務者　川端サユ子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１０号
金沢市神野町東122番地　スポートピア緑403号、従前の住所金沢市寺地２丁目７番16号
債務者　水本　彰憲
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９６号
山口市矢原116番地３
債務者　フクエ電気こと　福江　武人
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４１７号
熊本市西区中原町712番地２　ランドリバーハイツⅠ101、前住所熊本県宇城市不知火町高良1796番地７
債務者　樋口新二郎
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係